

平成20年度 第3回  
北九州市高齢者介護の質の向上委員会

2. 「第二次北九州市高齢者支援計画」について

【(7) その他】

第二次北九州市高齢者支援計画の理念

及び基本目標等

**北九州市高齢者支援計画  
の主な成果と今後の課題**

## 北九州市高齢者支援計画の主な成果と今後の課題

### (1) 総合的な地域ケアシステムの確立

#### 地域包括支援センター

本市では、平成18年4月に高齢者のワンストップ総合相談窓口として「地域包括支援センター」を市内24カ所に開設しました。平成18年度の開設以降、相談件数は増加し、平成20年3月には月15,000件となっています。本市の特徴として、電話や来訪による相談だけでなく、相談者の状況に応じて地域に出向いて相談対応を行う“出前主義”の徹底、政令指定都市で唯一すべてのセンターを市直営とするとともに、地域包括支援センターをバックアップする「統括支援センター」を各区に開設していることがあげられます。また、すべてのセンターに行政保健師を配置し、社会福祉士・主任ケアマネジャーといった専門職については関係団体から人材を派遣していただき、官民協働によるセンター運営を行っています。

センターは、本市がこれまで培ってきた保健・医療・福祉・地域のネットワークを活用しながら、総合相談窓口としてだけでなく、介護予防や虐待防止、地域とのネットワークの形成に取り組んでいます。

#### <今後の課題>

地域包括支援センターに寄せられる相談件数は増加していますが、「介護予防に関する実態調査」では、センターを知っている人は全体の4割弱で、まだ高齢者に浸透していないことがわかりました。高齢者に利用しやすい総合相談窓口となるよう更に周知に努めていく必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活することを支援するため、“地域ケアの中核的な機関”として、わかりやすい案内表示や相談スペースの確保などを含め、センターの体制強化や関係機関・団体と今以上に連携していく必要があります。

#### 介護予防

本市では、「介護予防」の取組みを推進するにあたり、介護予防健診などにより介護予防が必要な高齢者（特定高齢者）の把握に努めています。当初、国の基準が厳しすぎたことなどにより特定高齢者の十分な把握はできませんでしたが、情報提供シートなどを開発し、関係機関の協力を得て、徐々に把握が進んでいます。今後もより地域や関係機関の協力を得て、特定高齢者の的確な把握に努めていく必要があります。

また、運動器の機能や、口腔機能の向上などを目指した介護予防事業参加者について、心身の状態変化を評価する仕組みを作成し、この評価方法で事業効果を測定したところ、参加者に体力年齢の若返りや口腔機能などの状態改善が見られることがわかりました。『事業対象者の把握』『事業実施』『効果測定』という一連の流れの中で、本市独自のツールを活用し、効果的な事業展開に努めた結果、平成19年度に把握した特定高齢者は2,043人ですが、そのうち介護予防事業に参加した527人の92.6%に心身の状態の維持改善効果がありました。

さらに、高齢者が気軽に楽しく介護予防に取り組むことを目指して、「きたきゅう体操」や「ひまわりタイチー（介護予防太極拳）」といった教材を開発しました。各種普及啓発イベント等を通じて、それらの普及に努めるなど、平成19年度に一般高齢者向け介護

予防事業に参加した人は延べ10.4万人となっています。

#### <今後の課題>

介護予防を推進するためには、生涯を通じた健康づくりへの取組みが不可欠です。「介護予防に関する実態調査」では、介護予防の意義などを理解している高齢者ほど日頃から介護予防などに取組んでいることがわかりました。一方で、「介護予防」に関する正しい知識や理解の普及がまだ十分ではないことや、介護予防に取り組んでいない高齢者の約35%が何に取り組めば良いかわからないと思っていることもわかりました。そのため、介護予防を含めた健康づくりについて、その重要性を多くの市民に理解してもらえよう、普及・啓発活動により一層力を入れていくことが求められます。

また、類似公民館や年長者いきいの家など身近な場所での事業実施を望む声も多く寄せられています。今後は、より多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう、参加者の意欲を引き出すとともに、心身の状態に応じた適切なプログラムを提供するため、多彩かつ効果的な介護予防事業を市民に身近な場所で実施する必要があります。そのためには、高齢者が自ら主体的に健康づくりに取り組む仕組みを作り、住民が主体となった健康づくりを推進していくことが必要です。

#### 虐待防止・権利擁護

すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしくいきいきと安心して生活できるよう高齢者の虐待防止や成年後見制度の活用などの権利擁護事業に取り組んでいます。

在宅及び施設における高齢者への虐待を防止するため、予防や早期発見、迅速・適切な対応のシステムを構築するとともに、虐待に関する正しい理解を促進するための啓発や研修を実施しました。また、在宅における虐待防止のために、介護を担う家族の心身の負担軽減やストレス解消のための支援事業を実施しました。

本市での養護者による虐待対応件数は平成18年度130件、平成19年度123件で、介護施設での虐待通報件数は、それぞれ8件、10件でした。また、成年後見制度市長申し立て件数は、それぞれ6件、8件となっています。

#### <今後の課題>

高齢者に対する虐待については、特に在宅の場合、実情の把握が困難でしたが、高齢者虐待防止法の施行に伴い、市民や介護保険サービス関係者への啓発活動を推進したことなどにより、相談・対応件数は増加しています。このため、虐待防止のための仕組みの強化や、虐待が起こった場合の早期対応や再発防止策への取組みの更なる推進が求められています。

また、判断能力の衰えた一人暮らし高齢者の増加に対応するため、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進をより一層図る必要があります。

### (2) 生きがいのあるシニアライフの実現

本市では、新たな方向性として「生涯現役型社会の環境づくり」を推進してきました。そのシンボル事業として「生涯現役夢追塾」を平成18年に開塾し、団塊の世代を中心としたこれから高齢期を迎える方々が退職後も生涯現役として、その技術や経験を活かし、産業活動や社会貢献活動の担い手として活躍していく人材の発掘と育成を行って

ます。また、このような動きに呼応し、民間でも、こうした人材と、人材を求める企業や地域団体等とのマッチング支援を行う「夢追いバンク」も創設されました。

このように、徐々にではありますが、本市においては生涯現役型社会の環境づくりを推進する仕組みが整備されつつあります。

また、年長者研修大学校（周望学舎・穴生学舎）では、高齢者の生きがいづくりの一環として、教養、健康、趣味、レクリエーションなどの研修を実施しており、これまでに延べ約2万人以上の修了生を輩出するなど、高齢者の社会活動の活性化を図っています。

#### <今後の課題>

今回の「高齢者等実態調査」では、高齢者の興味・関心の幅が多様化している反面、ボランティアや地域活動への関心の低さが浮き彫りになりました。

こうしたことから、今後は高齢者のニーズに応じた多様な生きがいづくりへの支援を継続するとともに、高齢者や退職前の現役世代が地域の担い手として積極的にボランティア活動や地域活動に取り組める環境づくりをさらに促進する必要があります。

また、個々人に応じた就労支援や活躍の場の確保などにも引き続き取り組むことも必要です。一方、老人クラブの会員数や加入率が減少傾向にあることから、活性化に向けたより一層の支援も求められています。さらに、高齢者の趣味・スポーツ、サークル活動等についても、自主的な活動の機会などの充実を図っていくことも必要です。

### (3) 新しい認知症高齢者ケアの確立

認知症については、「認知症予防教室」を開催するとともに、「ものわすれ外来」の設置やかかりつけ医の研修などにより、予防から早期発見・早期対応までの一貫した対策を推進しています。

また、認知症高齢者を介護する家族に対して、身体的・精神的負担軽減のために見守りサポーターの派遣や各種相談会を開催するとともに、徘徊など緊急時の対応として、地域包括支援センターと連携した24時間365日緊急対応窓口や徘徊高齢者等SOSネットワークなど早期発見・早期保護のための施策を充実しました。

このほか、「世界アルツハイマーデー」を記念した街頭啓発活動や記念講演会の開催、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を1万人養成するなど、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を促進しました。

#### <今後の課題>

軽度認知障害(MCI)を含め、認知症を早期に発見するための仕組みを充実させるとともに、ものわすれ外来や専門の医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等の連携を強化し、認知症高齢者を適切な社会資源へとつなぐための支援体制の充実が必要です。

さらに、高齢化の進展による認知症高齢者の増加は、介護する家族などの精神的・身体的な負担の増加につながります。そのため、高齢者虐待防止の観点からも、認知症高齢者を介護する家族への支援も充実していかなければなりません。

また、「認知症サポーター」の養成をさらに進めるとともに、今後はサポーターの活用

(活動機会の確保)やフォローアップ・スキルアップについても検討が必要です。

#### (4) 住み慣れた地域での生活の支援

平成18年4月から介護保険制度は介護予防を重視したシステムへと大きく改正されました。これを踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険のサービスや地域支援事業、在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、低所得世帯などに対して負担軽減策を実施しました。介護保険制度の円滑な実施に向け、制度改正の内容については、市民や事業者へ情報提供や説明会などを実施しました。

介護保険制度施行後、本市の介護保険のサービス利用者は増加していましたが、制度改正後の平成18年度のサービス利用者は減少しました。しかし、平成19年度は再び増加して、平成20年3月のサービス利用者は3.5万人となっています。なお、平成18年4月から創設された、通い・訪問・泊まりを組み合わせ提供する小規模多機能型居宅介護や、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームなど事業者の参入があまり進んでいないサービスがあります。

地域包括支援センター開設にあわせ、センターの運営や地域密着型サービスの質の向上、高齢者の尊厳擁護や認知症等高齢者の介護の質の向上を図るため「北九州市高齢者介護の質の向上委員会」を設置しました。さらに、介護サービスの現場への相談員派遣、介護サービス従事者への研修、「介護サービス利用標準契約書」の作成、ホームページなどによる各種情報提供などを行い、市民が介護サービスを適切に安心して利用できる仕組みづくりに取り組んでいます。

#### <今後の課題>

「高齢者等実態調査」から高齢者・介護者ともに、介護が必要になってもできるだけ在宅での生活を希望する人が多いことがわかりました。今後も安心して在宅で暮らせるための支援に取り組むとともに、保健・医療・福祉関係団体と連携して、質の高い在宅サービスの確保・提供に取り組む必要があります。

また、在宅での生活が難しくなった場合などに備えるため、高齢者福祉施設への入所希望について適切に対応していく必要があります。施設の計画的な整備が求められています。

さらに、医療制度改革による療養病床の再編などを踏まえ、介護保険のサービスだけでなく、在宅医療提供体制の充実や、地域における見守り・支え合いの仕組みの充実など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めていく必要があります。

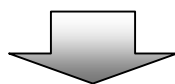
## 計画の基本的な考え方

## 1.計画の基本理念

高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、  
安心して暮らしていける“まちづくり”

「北九州市高齢者支援計画」の基本理念である「高齢者がその人らしく夢・希望・生きがいを持って元気に暮らしていける“まちづくり”」を継承しながら

高齢者自らの価値観に応じた主体性のある生きがいづくりや地域活動に取り組むとともに、介護予防・健康づくりを推進し、  
認知症や介護が必要な状態になっても安心して生活ができるよう、高齢者本人やその家族に対する支援体制を充実し、  
保健・医療・福祉関係者や、地域、NPO・ボランティア団体、企業などの連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境を構築することで



『高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、  
安心して暮らしていける“まちづくり”』の実現を目指します。

## 2.計画の基本目標・施策の方向性

### **基本目標1** 高齢者が生涯現役で活躍できるまち

高齢者が住み慣れた地域で自らが望む生活をいつまでも継続できるよう、介護予防と生涯を通じた健康づくり更に推進します。高齢者の多様な経験や価値観・ライフスタイルなどに応じた主体的な生きがいづくりを支援することで、高齢者が自らの持てる力を十分に発揮し、いつまでもいきいきと活躍できるまちの実現を目指します。

#### **【施策の方向性】**

##### **介護予防・健康づくりの総合的な推進**

高齢者の主体的な介護予防・健康づくりへの取組みを促進するとともに、より効果的な介護予防事業に取組み、介護予防が必要な高齢者を早期に把握し適切な支援を行います。また、介護予防を推進するための人材育成やボランティアの養成を図ります。

さらに、がん検診や特定健診などの健康診査を実施し、生活習慣病予防を推進します。



## 活動的なシニアライフの支援

高齢者の豊かな経験や知識を活かした就業や社会貢献・地域貢献活動を支援するとともに、多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・文化活動などの生きがいづくりを介護予防の視点も持ちながら促進します。

また、高齢者が気軽に外出しやすいまちづくりを進めるため、道路や公共施設をはじめとする生活環境のバリアフリー化を推進します。

## 基本目標2 高齢者の尊厳を大切にすまち

高齢者が認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で社会の一員として安心して生活できるよう、認知症対策や虐待防止・権利擁護の取組みを充実・強化するとともに、高齢者が、その人らしく地域社会に参加できるまちの実現を目指します。

### 【施策の方向性】

#### 認知症対策の充実・強化

認知症の予防から早期発見・早期対応までの一貫した取組みを強化するとともに、認知症高齢者が住み慣れた地域で安全に生活できるような仕組みづくりを行います。また、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症を正しく理解する人材の育成や活動の支援を行います。

#### 虐待防止・権利擁護の推進

高齢化が進み、認知症高齢者が増加することに伴い、高齢者の虐待が増えていくことが予想されるため、関係機関・団体などとの連携による虐待防止・権利擁護システムの機能を強化します。また、介護疲れによる虐待を予防するため、介護者に対して身体的・精神的負担が軽減されるよう支援します。

## 基本目標3 高齢者を地域で支えるまち

一人暮らし高齢者などの増加や地域のつながりの希薄化などにより増加が懸念される「高齢者の孤立」の問題に対応するため、高齢者の地域活動への参加を促進するとともに、地域における高齢者の居場所づくりや見守り・支援の仕組みの充実や防犯・防災対策を推進することで、高齢者も支え手となって地域全体で高齢者を支えるまちの実現を目指します。

## 【施策の方向性】

### 高齢者の地域社会への参加支援

高齢者が地域における役割を見い出し、自らも地域福祉を担う一員であるという意識の醸成を図るため、地域活動やボランティア・NPO活動などを通じた高齢者の地域社会への参加について、生きがいづくりの視点も持ちながら支援します。

### 地域における安全・安心の確保

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続できるよう、関係団体・機関とも連携しながら地域における高齢者の居場所づくりなど見守り・支援の仕組みの充実を図ります。

## **基本目標4** 高齢者が質の高いサービスを利用できるまち

高齢者が元気な状態から介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、多様なサービスの提供に努めます。また、介護サービスを担う人材に対する研修の実施など介護サービスの質の確保に取組み、高齢者が質の高いサービスを安心して利用できるまちの実現を目指します。

## 【施策の方向性】

### 高齢者にわかりやすい仕組みづくり

高齢者の様々な相談から、状態にあった適切なサービスを提供するため、地域包括支援センターを中心とした高齢者にわかりやすい相談・支援体制の充実を図るとともに、高齢者向けのサービスをわかりやすくまとめて情報提供します。

### 介護保険制度の円滑な推進

介護保険制度が市民にとって利用しやすく、また老後の安心を支える仕組みとして持続するよう、保険財政の安定的な運営と適正な要介護認定や介護給付の提供に努めます。また、質の高い介護サービスを提供するため、人材の育成や確保に向けた取組みを推進します。

### 高齢者を支えるサービスの充実

高齢者の増加に伴い、介護・福祉のサービス基盤の適切な整備を図るとともに、高齢者が望む暮らしを実現するため、高齢者福祉施設を含めた多様な住まいの普及・確保に取組みます。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、医療から在宅・介護まで切れ目のないサービスを提供する体制づくりを推進します。

第二次北九州市高齢者支援計画の体系（案）

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向性】

【基本的な施策】

（平成20年度の具体的な事務事業）

高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、安心して暮らしていける”まちづくり”

高齢者が生涯現役で活躍できるまち

介護予防・健康づくりの総合的な推進

介護予防、生涯を通じた健康づくりの促進

介護予防、健康づくりの普及・啓発事業、市民センターを拠点とした健康づくり事業 等

効果的な介護予防の取り組みの推進

通所型介護予防事業、ひまわり太極拳・きたきゅう体操普及事業、介護予防マネジメント 等

介護予防・健康づくりを支援する仕組みの充実

がん検診や特定健診、介護予防に資する人材、ボランティア育成 等

活動的なシニアライフの支援

趣味・サークル活動等の促進

生涯学習活動促進事業、シルバースポーツ振興事業 等

高齢者による多様な社会貢献活動を支援する環境づくり

年長者研修大学校運営事業、老人クラブ活動の促進、高齢者雇用環境づくり事業 等

快適な生活環境の整備

身近な公園の整備事業、交通安全施設等整備事業(バリアフリー化)、福祉有償運送 等

高齢者の尊厳を大切にすまち

認知症対策の充実・強化

予防から早期発見・早期対応までの一貫した対応の充実

認知症の早期発見・早期対応促進事業、認知症を予防するための心と体の健康づくり事業 等

認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援

認知症サポーター養成事業、認知症高齢者啓発月間記念事業、認知症介護研修事業 等

認知症高齢者の安全の確保

24時間365日緊急対応事業、徘徊高齢者SOSネットワークシステム、徘徊高齢者位置探索サービス 等

虐待防止・権利擁護の推進

介護する家族への支援の充実

ささえあい相談会、介護家族交流会、高齢者見守りサポーター派遣事業 等

虐待防止・権利擁護の仕組みの強化

地域福祉権利擁護事業、高齢者虐待防止事業、成年後見制度利用支援事業、市民後見人養成事業 等

高齢者を地域で支えるまち

高齢者の地域社会への参加支援

積極的な地域活動の促進

老人クラブ活動の促進（再掲）、年長者の生きがいと創造の事業 等

ボランティア・NPO活動の促進

NPO・ボランティア活動促進事業、社会福祉ボランティア大学校運営事業 等

地域における安全・安心の確保

防災・防犯対策の推進

災害時要援護者の避難支援制度、いきいき安心訪問の充実、緊急通報システムの充実 等

高齢者の見守りネットワークの充実

地域包括支援センター運営事業（再掲）、いのちをつなぐネットワーク 等

高齢者が質の高いサービスを利用できるまち

高齢者にわかりやすい仕組みづくり

地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実

地域包括支援センター運営事業 介護サービスの苦情・相談体制 等

質の高いサービスを適切に選択・利用できる環境の整備

「高齢者のためのサービスガイド」作成、介護サービス評価事業 等

介護保険制度の円滑な推進

介護保険事業の適正な運営

要介護認定の迅速化・適正化、保険請求の適正化 等

介護サービスの質の向上と人材育成の推進

介護サービス従事者への研修、社会福祉施設従事者研修事業 等

高齢者を支えるサービスの充実

在宅生活を支援するサービスの充実

介護保険給付・地域支援事業の充実、在宅福祉サービスの充実 等

高齢者福祉施設の整備・多様な住まいの普及・確保

高齢者福祉施設の整備、住宅改修支援事業、すこやか住宅改修助成事業 等

保健・医療・福祉の連携強化

在宅医療の推進、かかりつけ医・薬剤師の定着促進、地域リハ支援体制の確立 等

【基本理念】

高齢者がその人らしく夢・希望・生きがいを持って元気に暮らしていけるまちづくり  
 《活力ある高齢社会の実現》

【基本目標】

- 生きがいのあるシニアライフの実現
- 総合的な地域ケアシステムの確立
- 新しい認知症高齢者ケアの確立
- 住み慣れた地域での生活の支援

【施策の方向性】

- 1. 生涯現役型社会の環境づくり
- 2. いきいきとやりがいを持って暮らせる環境づくり
- 3. 高齢者に分かりやすい総合相談システムの構築
- 4. 総合的な介護予防システムの確立
- 5. 高齢者虐待防止システムの確立
- 6. その人らしい生活を継続するための認知症対策の推進
- 7. 在宅生活を支えるサービスの充実
- 8. 介護保険事業の円滑な運営
- 9. 介護サービスの質の確保・向上
- 10. 安全に安心して住み続けられる生活環境づくり

【基本的な施策】

- (1) 自分らしく働くための基盤づくり
- (2) ボランティア・NPO活動の促進
- (3) 高齢者の積極的な地域活動の促進
- (4) 趣味・サークル活動等の促進
- (1) 地域包括支援センターを中心とした新しい相談体制の確立
- (2) 24時間365日対応できる体制の整備
- (1) 介護予防に関する正しい理解の促進
- (2) 介護予防及び疾病予防の取り組みの推進
- (3) 介護予防対象者の早期発見・介入の仕組みづくり
- (4) 統一的・継続的な介護予防ケアマネジメントの実施
- (5) 地域社会資源との連携と人材育成
- (1) 虐待防止のための早期発見・早期対応の仕組み、権利擁護の推進
- (2) 虐待の予防、介護する家族への支援
- (1) 認知症高齢者の予防から早期発見・早期対応の一体的なシステムの構築
- (2) 認知症高齢者が住みやすい環境づくり
- (3) 認知症高齢者も活躍できる場づくり
- (1) 在宅生活の支援サービス
- (2) 地域密着型サービスの創設
- (3) 在宅生活を支える施設の役割
- (4) 保健・医療・福祉の連携強化
- (1) 保険財政の安定的運営
- (1) 質の高い介護サービスを適切に選択・利用できる仕組みづくり
- (2) 質の高い介護サービスを担う専門職の育成
- (1) 安心して暮らすことのできる居住環境の整備
- (2) 高齢者などに配慮した住宅の普及促進
- (3) バリアフリーの推進と防災・防犯対策